

(1) 後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇部工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長が指定する場所に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、宇部工業高等専門学校における教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学修の援助
- (2) 課外教育活動の援助
- (3) 就職の援助
- (4) 学生の福利厚生への援助
- (5) 正会員の弔慰
- (6) 教育研究の奨励のための寄附
- (7) その他運営上必要と認められること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 宇部工業高等専門学校に在学する学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を希望し、役員会の承認を得た者
(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 30名以内（うち常任理事若干名）

監 事 2名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を処理する。
- (4) 常任理事は、日常案件を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了となっても、後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第9条 役員の仕事は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、役員会の推薦によって選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回学年始めに開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第12条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の委嘱
- (5) その他会長が必要と認める事項

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改廃
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) その他重要な事項

第14条 総会は、正会員の過半数（委任状を含む。）をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(経費及び会費)

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって、これにあてる。

第16条 正会員の入会金は、10,000円とし、入会の際に納付する。

第17条 正会員の会費は、在学生1人につき年額17,000円とし、4月に納付する。

ただし、4月及び10月の2回に分けて納付することができる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和45年4月11日から施行する。

(省略)

附 則

この会則は、平成14年4月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(2) 同窓会（常盤会）会則

第1章 総則

第1条 本会は、宇部常盤会と称する。

第2条 本会は、事務所を宇部工業高等専門学校内に置く。また、支部を適当な地区に置くことが出来る。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、工業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 委員相互の連絡
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 会誌の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、正会員・準会員・特別会員及び名誉会員とする。

- (1) 正会員は、宇部工業短期大学卒業生、宇部工業高等専門学校卒業生及び同校に在学したもので理事会の承認を受けた者
- (2) 準会員は、宇部工業高等専門学校在学学生
- (3) 特別会員は、次のとおりとする。
 - イ 宇部工業高等専門学校の現職員
 - ロ 宇部工業高等専門学校の旧職員および宇部工業短期大学の職員であった者のうち理事会で推薦された者
- (4) 名誉会員は、本会に対して特に功績のあった者で、理事会で推薦された者

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 常任理事 3名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

第7条 会長及び副会長は理事会で選出し、総会の承認を得るものとする。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、理事会及び総会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるとき、または欠けたときは、あらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。

第8条 常任理事は、理事の互選による。

2 常任理事は、本会の会務を分掌する。

第9条 理事は、各支部から、それぞれ選出する。

2 理事は、理事会を組織して、会務の運営にあたる。

第10条 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 監事は、会計および会務の執行を監査する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、特別会員の中から会長を委嘱する。

第5章 会議

第13条 通常総会は毎年1回開き、会長が招集する。

第14条 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第15条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 会則の改廃

(4) その他必要な事項

第16条 会長は、毎年1回定期理事会を召集し、必要に応じて、臨時理事会を招集する。

第17条 理事会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 会長・副会長の選出

(2) 事業計画および収支予算

(3) 事業報告および収支決算

(4) 財産管理および処分に関する事項

(5) その他必要な事項

第18条 理事会は、理事現在数の2分の1以上出席しなければ議事を審議し、議決することができない。

第19条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可不同数のときは、議長が決するところによる。ただし、当該議事について委任状を提出した者は出席者とみなす。

第6章 会計

第20条 本会の通常経費は、会費・寄附金その他の収入をもってあてる。

第21条 正会員の会費は、終身会費5,000円とし、準会員中に納めるものとする。

第22条 寄附金は、理事会の承認を経たる後に受領する。

第23条 寄附金で、その用途について寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第24条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。

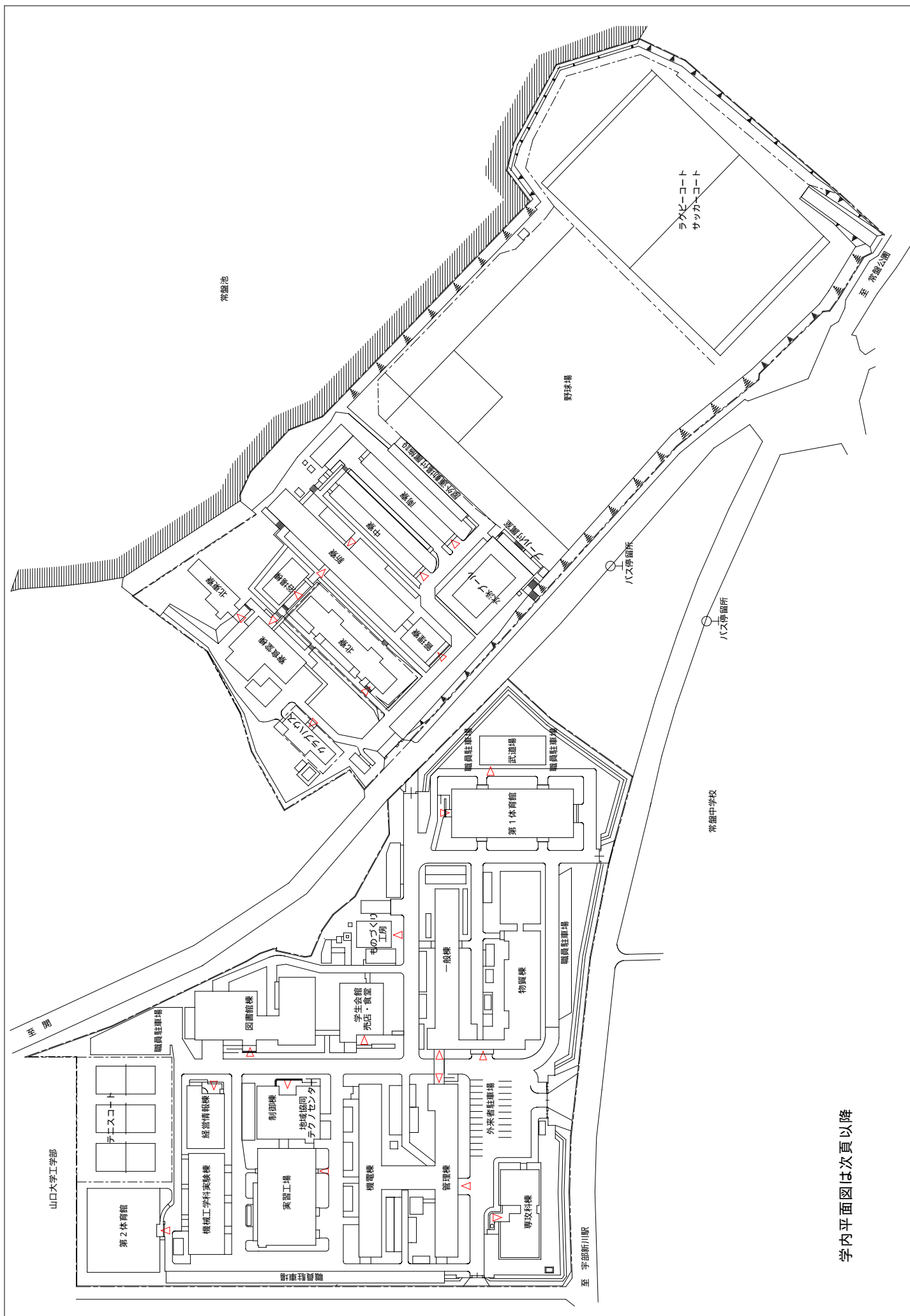
第7章 雑則

第25条 この会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

附 則

この会則は、平成5年3月1日より施行する。

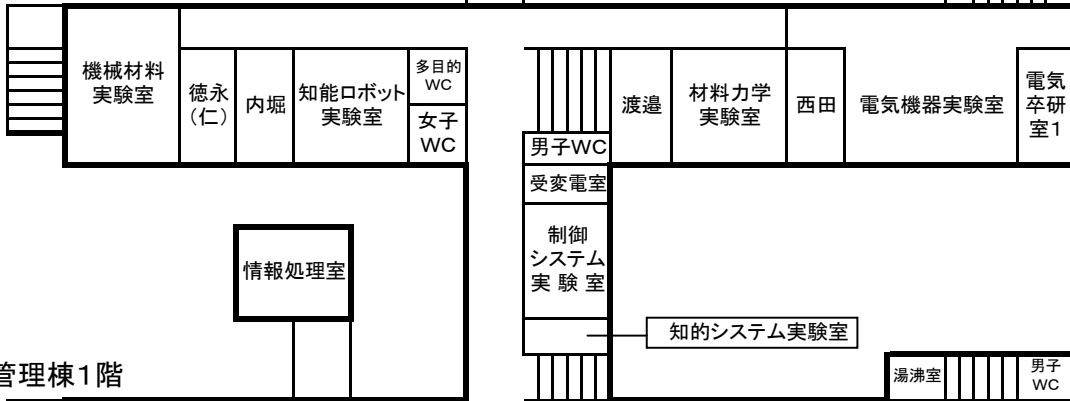
(3) 建物配置図



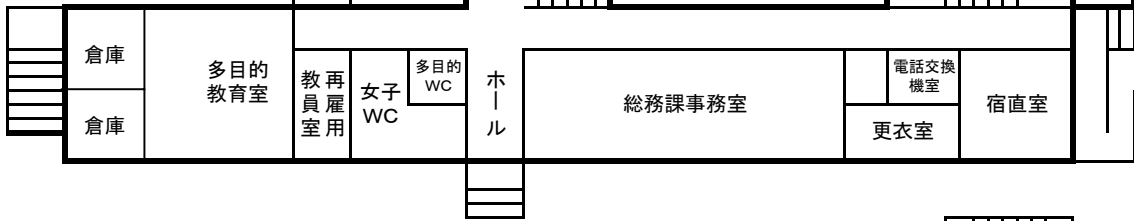
学内平面図は次頁以降

学内平面図

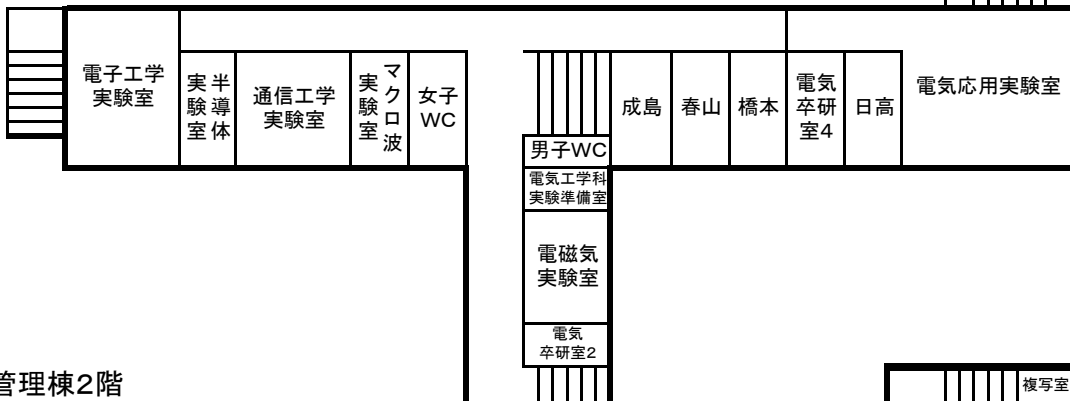
②機電棟1階



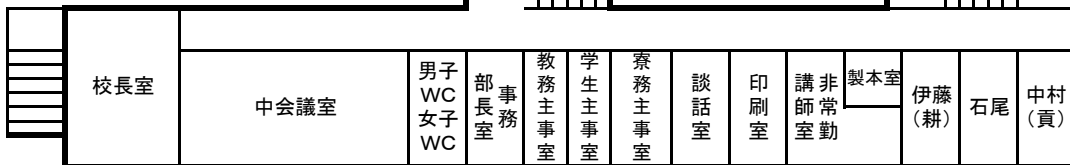
①管理棟1階



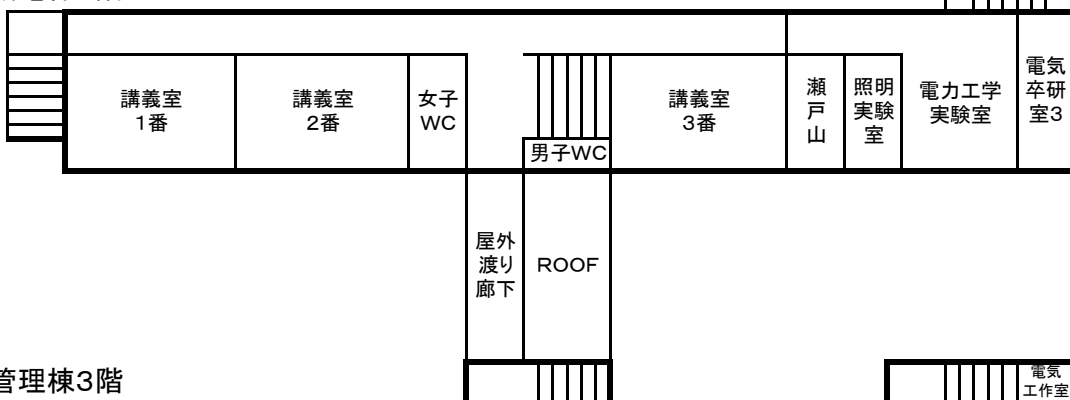
②機電棟2階



①管理棟2階



②機電棟3階



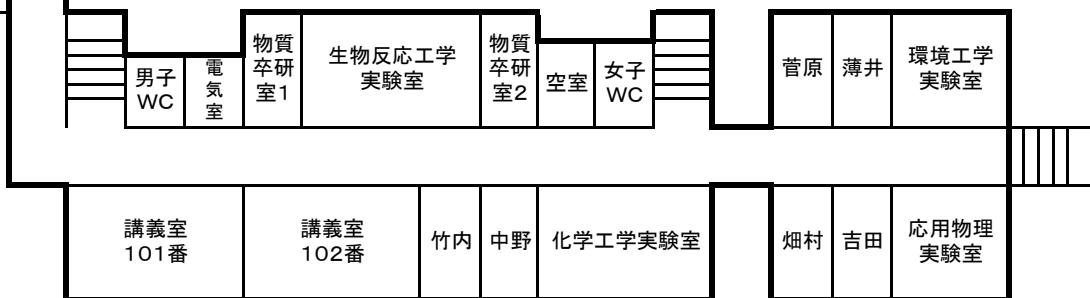
①管理棟3階



③一般棟1階



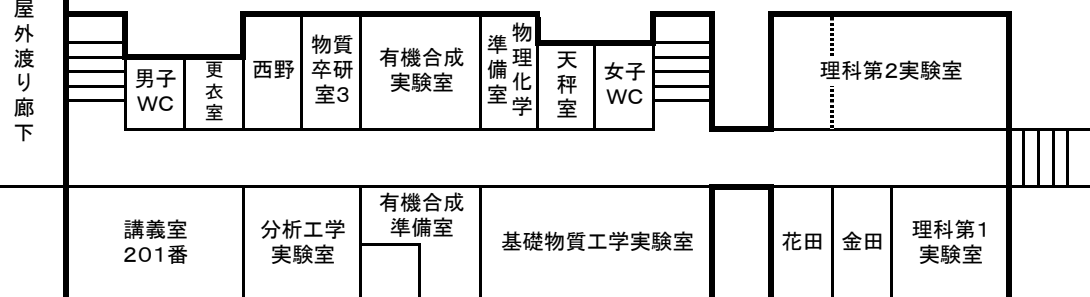
④物質棟1階



③一般棟2階



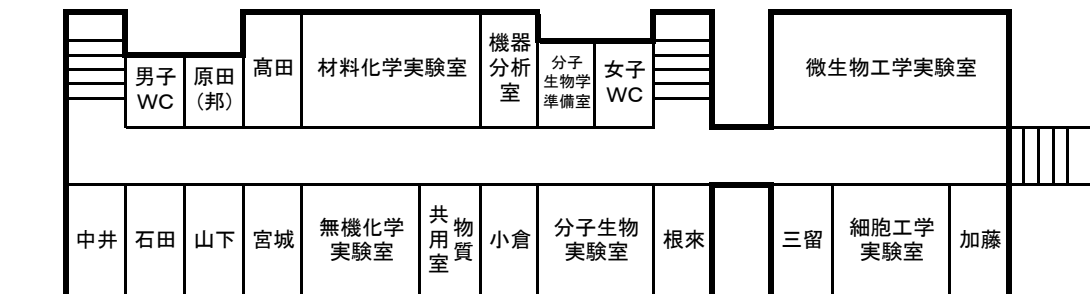
④物質棟2階



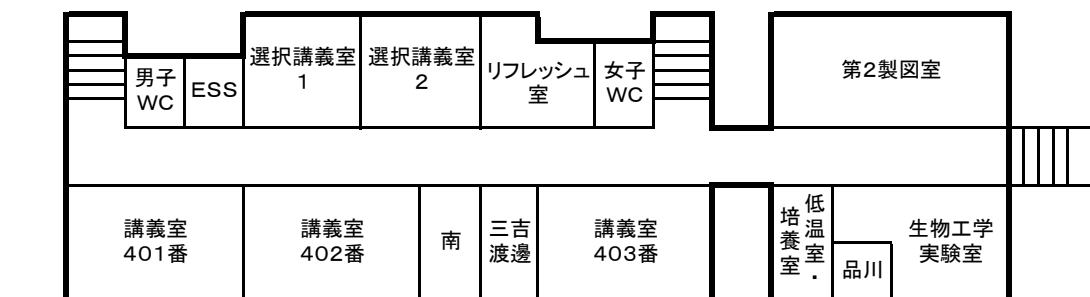
③一般棟3階



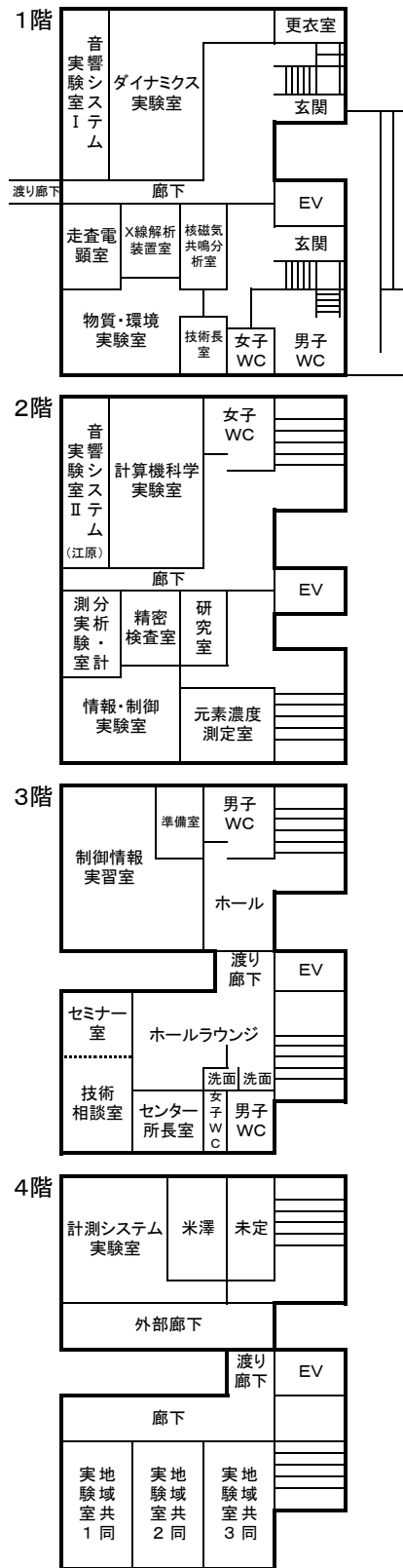
④物質棟3階



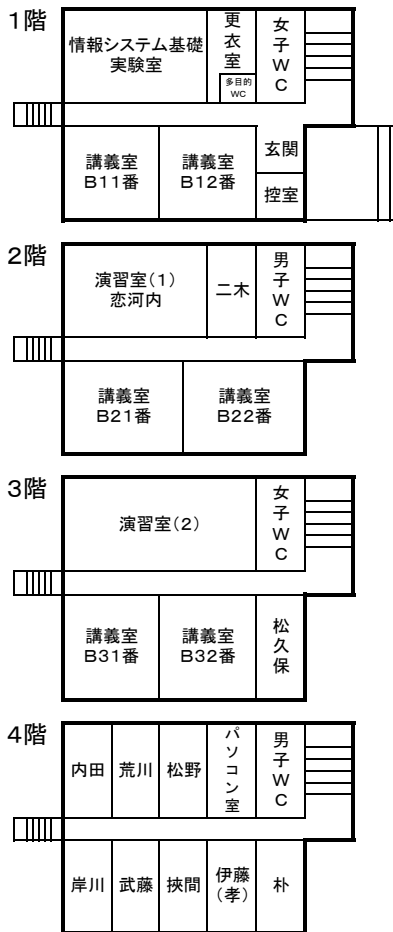
④物質棟4階



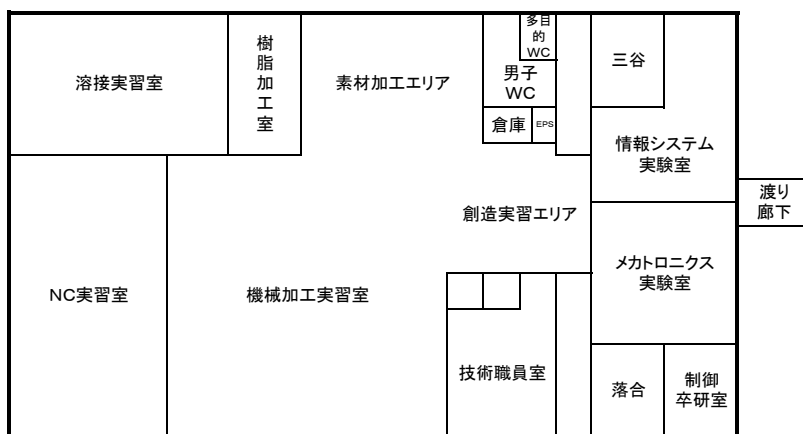
⑤地域共同テクノセンター・制御棟



⑥経営棟



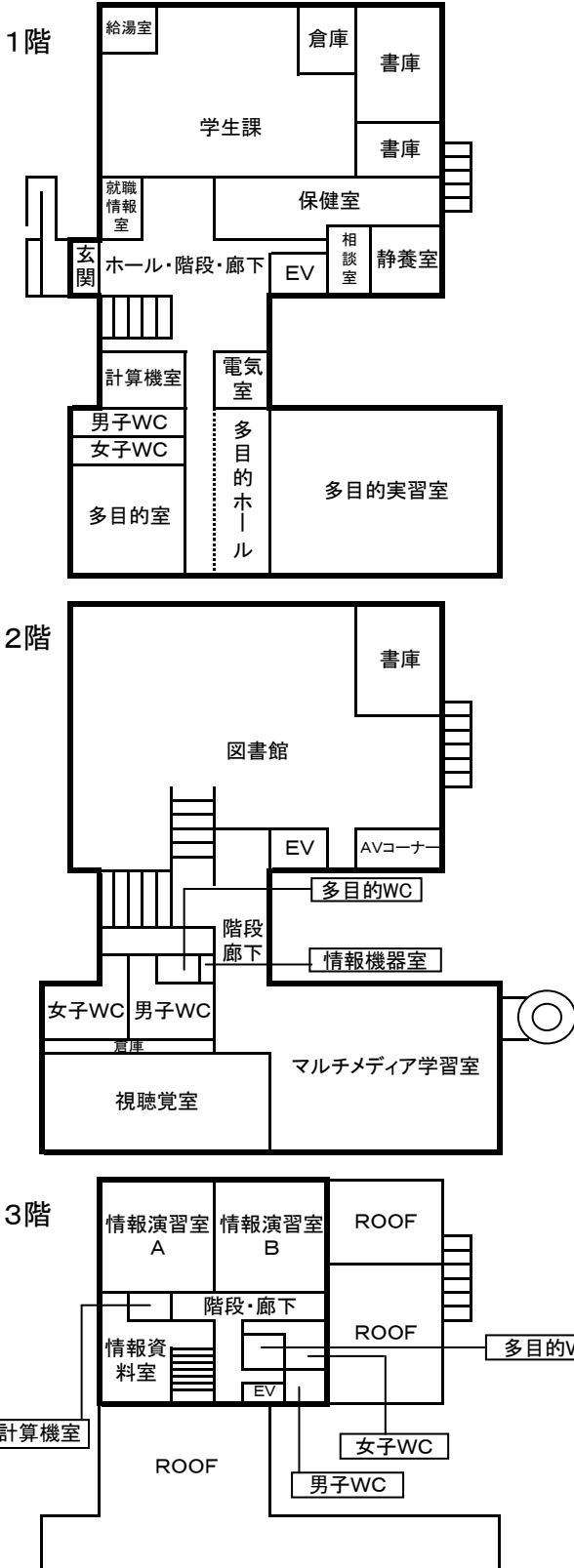
⑦実習工場



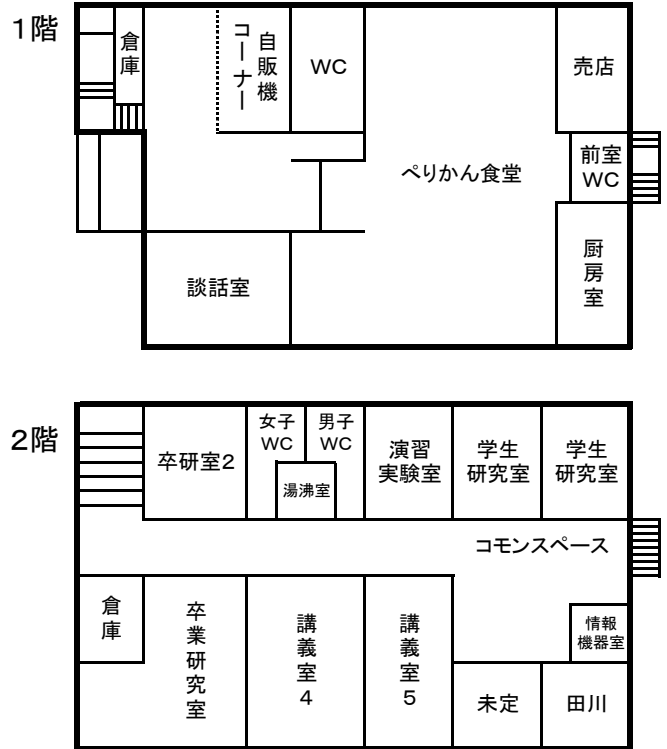
⑧機械工学科実験棟



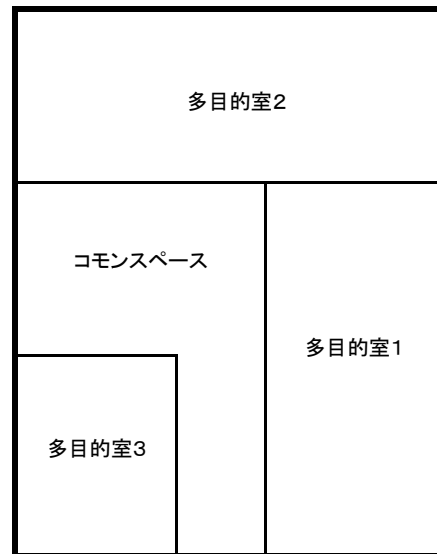
⑩図書館棟



⑪学生会館・売店・食堂



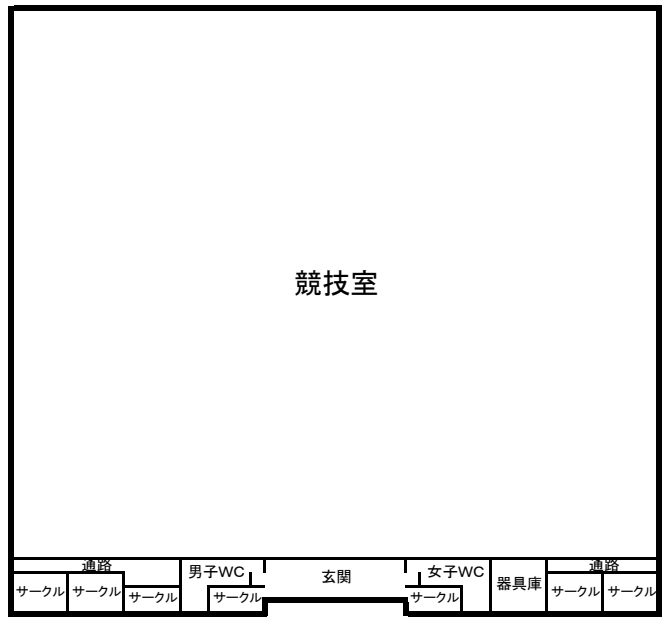
⑨ものづくり工房



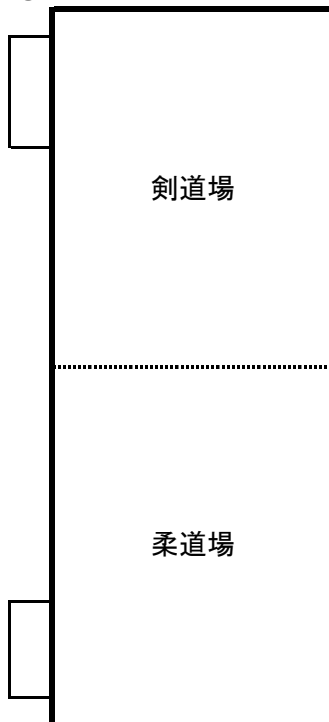
⑫第1体育館



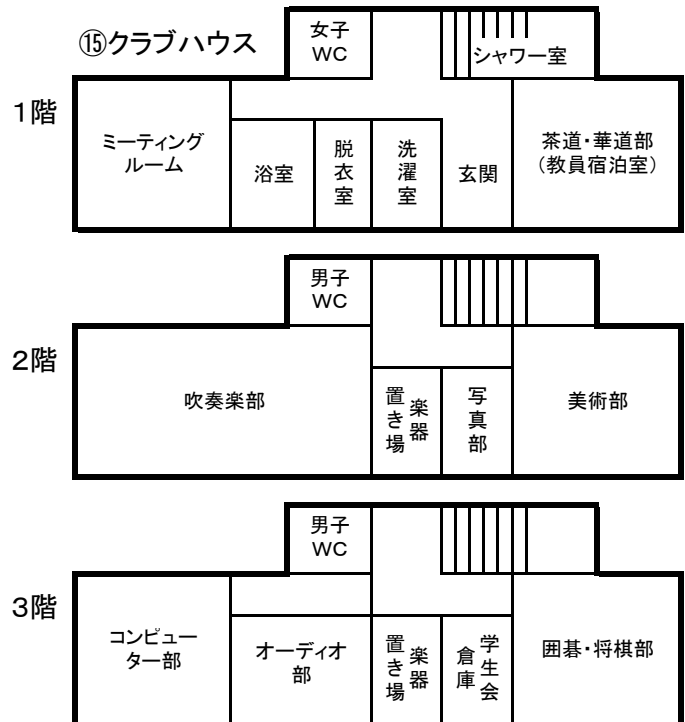
⑬第2体育館



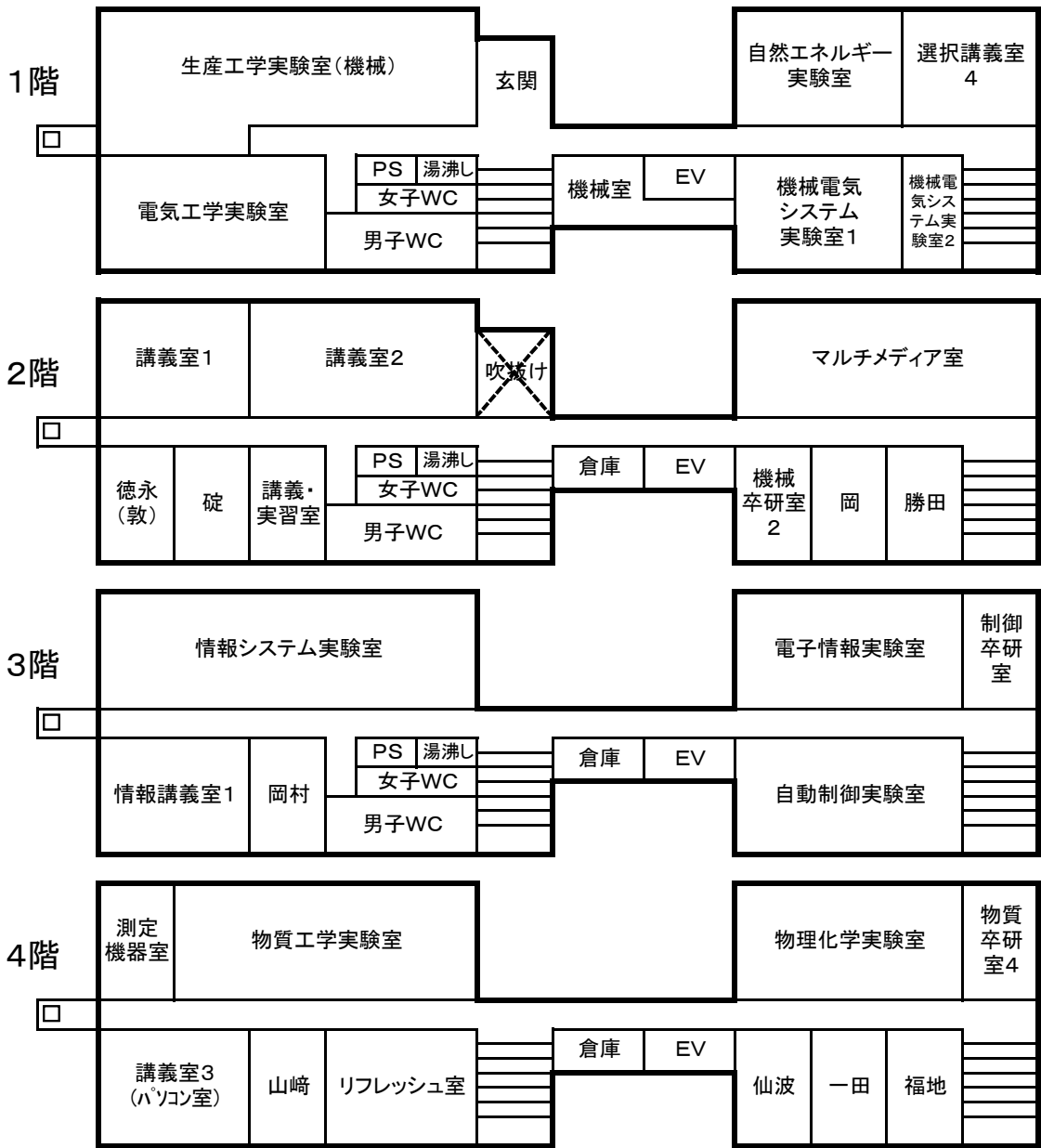
⑭武道場



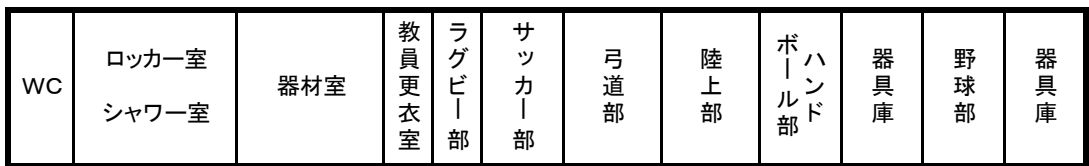
⑮クラブハウス



⑩専攻科棟



⑪屋外運動場附属施設



⑫プール附属室

